視点

見張り塔から　メディアの今

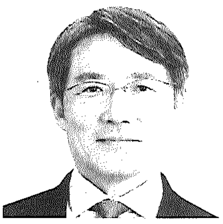

専修大教授・山田健太さん

元号使用の強制性

異論に寛容であれ

「どちらでもよい」をどう表現するかは、なかなか難しい。日本では年号表記に西暦と和暦（元号）が存在し、一般社会生活においては自由な選択が認められている。一方で、役所は便宜的慣行的に元号の使用を優先し、そこで働く公務員には学校現場の教員も含めて使用を義務化してきた。同時に私たち市民も、公的機関への届け出等に際し、行政の統一的な事務処理上、元号使用を強く要請されている。その結果、社会全体に元号が「原則使用（デファクト）」となり続ける素地が固まっていくわけだ。

元号法ができた当時、政府は公的機関における元号の使用について、「協力を求める」ことはあっても「強制するとか拘束する」ものではないと繰り返し答弁していた。それもあって元号法は「1元号は、政令で定める。2元号は、皇位の継承があった場合に限り改める」と、使用に関する定めが一切ないシンプルなものだ。今回も、政令第一四三号「元号を改める政令」によって、「元号を令和に改める」「皇室典範特例法の施行の日の翌日から施行する」との通知が、政府から関係各所に送られるにとどまる。

しかし、受け取った側が「わざわざ」和暦を選択しないことは大変だ。一九八〇年代には、西暦を教育現場で使用したことを理由とした校長の処分が行われ、事実上の強制使用の流れは一層強まったとされている。これは、ちょうど日の丸・君が代の強制使用と似ていよう。国旗国歌法の制定は九九年で、その際にも政府は繰り返し押し付けるものではないといいつつ、教師は斉唱する職務命令に従う義務があるとした。報道の現場でも、官公庁の記者会見場における国旗の掲揚と一礼が慣習化している。

実際、今日に至るまで公立学校教員の厳しい処分が続いており、東京都だけでも二〇一九年現在で五百人近い停職処分や減給等の服務違反に問われたとされる。司法も職務命令を合憲としたうえで、戒告は裁量の範囲内と処分を容認している。こうした教育現場と公的機関に元号使用を事実上強制することは、いっそうの「忖度」を生むとともに、西暦と自由に使い分けしてよいとの政府見解を無力化するばかりか、西暦使用を求める者に対し「非国民」とか「不敬」呼ばわりする社会を作ってきたわけだ。

本来は、そうした強制性を戒める責任が政府にはある。にもかかわらず、一時は政府内でも官公庁の表記を原則元号から西暦に変更する動きがあるやに報じられたものの、外務省が西暦表記を部分的に導入しようとしただけでも、官邸からストップがかかるというありさまだ。元号を使わないことに対し、異論をはさむのに勇気が必要な社会は、思想・良心の自由が保障された社会とは相いれない。

一方で誰もが気兼ねなく元号を使用できるためには、思想性を持ち込まないことも大切だろう。それゆえ、国民の「総意」は、政府が無理やり作り出すものではないにもかかわらず、元号を国家の「精神的一体感」を支えるものとして位置づけることには危うさが伴う。それはまた、法制定当時に政府自身が、元号を「天皇そのものと結びつけることには注意したい」と繰り返し答弁したこととも齟齬が生じるのではなかろうか。

※この批評は最終版を基にしています。

（毎月の第2木曜日掲載）

元号を巡るトピック

1947.5.2	旧皇室典範・登極令の廃止に伴い、元号の法的根拠なくなる
66.10.5	国連で「教員の地位に関する勧告」が採択。97年には「高等教育の地位に関する勧告」
79.4.27	渋谷直蔵自治大臣の参院答弁「一般に元号が使用されておりますけれども、これはもうご承知のように従来からの慣行によって行われ、協力を求めておる、強制するというものでないことは言うまでもございません」
79.6	元号法制定・施行
87.3.30	広島県内54の公立学校などで卒業証書の発行年月日に西暦を使用したことをめぐり、県教育委員会が校長等を処分
87.4.10	質問主意書に対する中曽根康弘総理大臣名の答弁書13号「国・地方公共団体等の公的機関が元号を使用すべき憲法上の義務はない。…国民又は国・地方公共団体等の公的機関に対し、一般に元号の使用を強制する法令は存在しないと考える」
88.12.1	中日新聞（東京新聞）が年号表記を「西暦（元号）」に変更　朝日新聞は76年に変更
2017.6.9	天皇の退位等に関する皇室典範特例法
17.12.13	特例法に基づく政令で、退位日を4月30日と規定
19.4.1	新元号への改元手続きと元号の読み方を定めた政令などを閣議決定し即日公布

2019・4・11

日々論々

東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から八年。福島県内では市街地や農地の除染が終わったとして、一部の自治体で住民が避難先から戻り始めた。五輪を来年に控え、「復興」という単語が飛び交う。新元号が「令和」に決まり、何かが変わるかのようなムードを高めている。

だが現実には、四万人以上の県民が今も避難生活を強いられている。原発事故の影響が色濃く残り、放射線量がまだ高い地域や、時間が止まったかのような街並みがある。八年で何が変わり、何が変わらないのか。地元の写真家、飛田晋秀さんの作品で、被災地を記録する。

（福島特別支局長・長久保宏美）

かず

放射線量が高い帰還困難
た。2017年4月10日撮影

葛尾（かつらお）村では、除染で出た汚染土を入れた大きな袋が、今年に入っても住宅近くの農地に積み上げられていた。2019年2月24日撮影

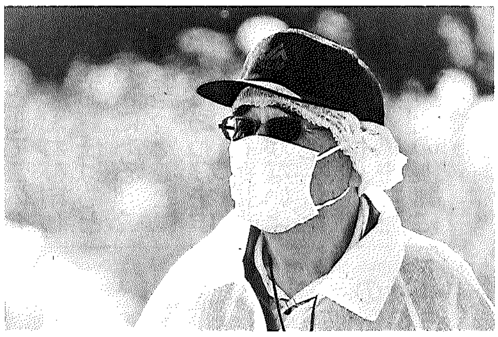

双葉町内の自宅の様子を、防護服を着て見に来た男性。2018年11月23日撮影

は、ならは
のコースター
4200円、720
ぞれ限定100
ーは、藍染め
内で育てた
本に2枚が
ーミナルやJ
公社、富岡
NONEな
は楢葉町振
3＝へ。

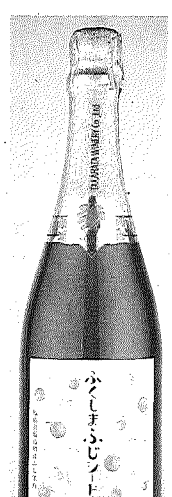

◆ふじりんご100%

福島県郡山市の福島県南酒販は福島市飯坂町産ふじりんごを100%使用した「ふくしまふじシードル」＝写真＝を発売した。

きめ細かく心地よい泡や、フレッシュな果実感、穏やかなアルコールが特徴。750ミリリットル入りで、価格は税込み1780円。3000本の限定販売。県内の酒販店などで取り扱っている。問い合わせは同社＝電024（932）3250＝へ。

日本橋ふくしま館
MIDETTE
営業時間　平日・午前10時30分～午後8時
土日祝日・午前11時～午後6時
☎03（6262）3977　（年末年始は休館）

※福島県産品や催し物の案内を、原則毎月第2木曜日に掲載します。